

**改正**

平成9年3月21日条例第10号

平成10年6月5日条例第20号

平成12年3月24日条例第24号

平成12年6月20日条例第41号

平成13年6月11日条例第22号

平成14年9月27日条例第32号

平成15年3月20日条例第5号

平成16年12月17日条例第36号

平成18年3月23日条例第10号

平成19年3月22日条例第14号

平成21年3月18日条例第3号

平成21年9月18日条例第25号

平成24年3月26日条例第3号

平成26年3月26日条例第10号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、乳幼児又は義務教育就学児（以下「乳幼児等」という。）を養育している者に対し、乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 義務教育就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 乳幼児等を養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
  - イ 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を

維持する者

- 2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(助成の対象)

**第3条** この条例の規定により、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する乳幼児等を養育している者であって、その者が養育する乳幼児等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乳幼児等を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(所得制限)

**第3条の2** 前条の規定にかかわらず、乳幼児等を養育している者（義務教育就学児を養育している者に限る。以下この項において「義務教育就学児養育者」という。）の前年の所得（次条に規定する申請が1月から9月までになされた場合は、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに義務教育就学児養育者の扶養親族等でない義務教育就学児で義務教育就学児養育者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則に定める額以上であるときは、当該所得のあった年の翌年の10月1日から1年間は、当該義務教育就学児に係る医療費の助成を受けることができない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(医療証の交付)

**第4条** 医療費の助成を受けようとする者は、養育する乳幼児等について、市長に申請し、規則で

定めるところにより、医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

**第5条** 市長は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下「当該医療費」という。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 市長は、義務教育就学児の疾病又は負傷について、当該医療費のうち、当該法令の規定によって義務教育就学児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（入院時食事療養を受けた場合については、当該食事療養標準負担額を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に定める一部負担金相当額を控除した額を助成する。

3 前2項に規定する助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

**第6条** 医療費の助成は、医療証の交付を受けた者（以下「医療証受領者」という。）が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療証受領者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額等の支払方法)

**第7条** 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を、厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

(1) 乳幼児を養育している者 入院時食事療養を受けた場合は当該食事療養標準負担額

(2) 義務教育就学児を養育している者 別表に定める一部負担金相当額及び入院時食事療養を

受けた場合は当該食事療養標準負担額

(届出義務)

**第8条** 医療証受領者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証受領者は、現況について、規則で定めるところにより、毎年現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市が管理する公簿類により、現況届に記載すべき内容を確認することができるときは、これを省略することができる。

3 医療証受領者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、医療証受領者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 医療証受領者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

**第9条の2** 医療証受領者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、医療証受領者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 医療証受領者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

**第10条** 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、医療証受領者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成9年3月21日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(調布市乳児健康福祉手当条例等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 調布市乳児健康福祉手当条例 (昭和49年調布市条例第22号)
  - (2) 調布市幼児家庭養育手当条例 (昭和50年調布市条例第10号)  
(調布市乳児健康福祉手当条例等の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の調布市乳児健康福祉手当条例又は調布市幼児家庭養育手当条例の規定の適用を受けることとなる者に係る乳児健康福祉手当又は幼児家庭養育手当の支給については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成10年6月5日条例第20号)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係るものについて適用する。

#### 附 則 (平成12年3月24日条例第24号)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係るものについて適用する。

#### 附 則 (平成12年6月20日条例第41号)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第5号を削る改正規定は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例第6条第1項及び第7条の

2の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年6月11日条例第22号）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係るものについて適用する。

**附 則**（平成14年9月27日条例第32号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月20日条例第5号）

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年12月17日条例第36号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月23日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月22日条例第14号）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成19年4月規則第47号で、同19年4月25日から施行）

- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、前項本文に規定する日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年3月18日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年9月18日条例第25号）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行わ

れた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 3 月26日条例第 3 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月26日条例第10号）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**別表**（第 5 条，第 7 条関係）

区分	一部負担金相当額
入院，調剤，訪問看護その他の医療に関する給付（通院（施術を含む。以下同じ。）を除く。）に係る医療費	0 円
通院に係る医療費	通院 1 回当たり 200 円（通院 1 回当たりの対象者負担額が 200 円に満たない場合は，当該対象者負担額に相当する額）